

新型コロナウイルス感染者発生に伴う町有施設等管理運営ガイドライン

令和2年7月20日

河津町長（総務課）

（目的）

河津町内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合において、町行政機能への影響を最小限に留めるため、町有施設等を職員あるいは関係職員以外の者が入室利用することについて、管理運営方針を定めます。

（ガイドライン適用条件）

- ① 本町に在住・在勤で感染者が発生した場合
- ② 町外から観光等で本町を訪れた者の感染者が確認された場合

（対象町有施設）

No.	施設名	備考
1	役場本庁舎内会議室	
2	保健福祉防災センター内会議室	
3	文化の家図書館・生涯学習室	
4	高齢者いきいきセンター	
5	町コミュニティセンター	
6	学校体育館及びB&G体育館	一般利用の場合

※ 執務室以外の会議室等を対象

（対応方針）

- ① ガイドライン適用条件に該当した者が確認された場合、直ちに対象施設の全ての利用を一斉に中止するものとし、今後の推移等情報を収集するため、『確認当日を含む3日間』の職員以外の者が利用することを禁止します。

なお、招集した委員会や会議等が該当した場合、書面決議や日を改めて開催する等の対応を図ってください。



- ② 感染情報収集をもとに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を速やかに開催し、使用の再開または継続のいずれかを判断をして、方針を決定します。

(本ガイドラインの例外等)

- ① 町議会に関するとき
- ② 災害等対策等に関するとき
- ③ その他町長が認めたとき

(周知の方法)

- ① 会議出席者や委員会構成員には、開催通知や開催案内に『感染者発生の場合
急きょ中止』となることを、予め掲載等で周知する。
- ② 町ホームページでの情報提供をおこなう。

(本ガイドライン対象外施設：別に定める)

- ① 幼稚園・小中学校
- ② 保育園・家庭的保育事業・事業所内保育事業
- ③ 放課後児童クラブ
- ④ 社会福祉協議会デイサービス事業